

規制改革推進会議  
医療・介護ワーキング・グループ

# 超スマート医療社会実現 コンソーシアム

～ 実現したいモデルと規制について～

2017年12月5日  
ヤマトホールディングス（株）、（株）ミナカラ

# 0 . コンソーシアムメンバー



【商号】	(株) ミナカラ
【創立年月日】	2013年11月22日
【本社所在地】	〒107-0052 東京都港区赤坂2-21-12 江沢ビル1階
【代表者】	代表取締役薬剤師 喜納 信也
【資本金】	非公開
【事業内容】	インターネットでの服薬治療サービス「ミナカラ」の開発、運営

**ヘルスケアを  
もっと身近に感動的に**



【商号】	ヤマトホールディングス(株)
【創立年月日】	1919年11月29日
【本社所在地】	〒104-8125 東京都中央区銀座2-16-10
【代表者】	取締役社長 山内 雅喜
【資本金】	1,272億34百万円
【事業内容】	貨物自動車輸送事業他、ロジスティクス関連事業等

**場所に届けるんじゃない  
人に届けるんだ**

# 1 . ICT活用による 超スマート医療社会実現

---

# 1 - (1) 起案の背景

## 日本が抱える課題

危機的な医療費増加  
(医療財源不足)

危機的な労働力不足  
(超少子高齢化社会)

## 目前に迫った危機的シナリオ

医療従事者の業務負荷増

国民・国庫の医療費負担増

医療難民増

## 超スマート社会 (Society5.0) の実現で解決したい

## 危機を回避し得る新たな手段

遠隔診療

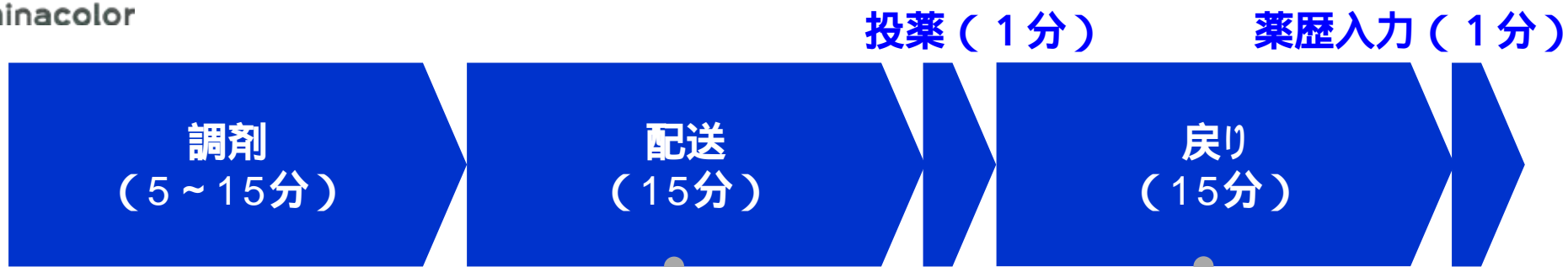
AI

シェアリング

# 1 - (2) 超スマート社会実現に向けたテストモデル



## ミナカラのお薬宅配サービスのオペレーションフロー



お薬宅配サービス



**薬剤師の宅配コスト 約1,000円**  
薬剤師の平均時給2,000円×0.5時間



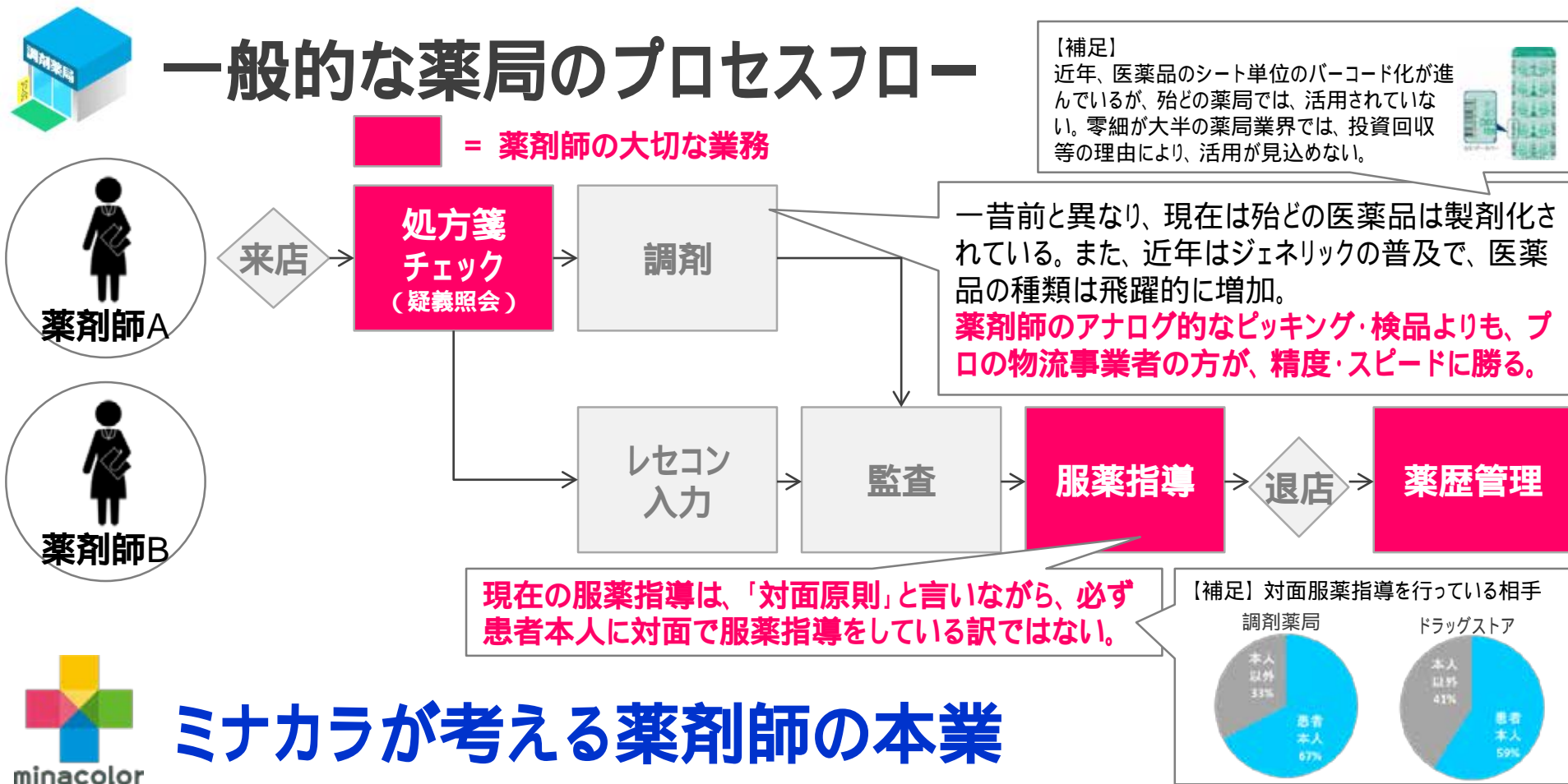
さらに現実的には、薬剤師ドライバーの採用は非常に困難で、安全面からも宅配便利用の方が合理的。

薬局に行くのが困難な状態にある患者様に、薬剤師が患者様のご自宅まで処方薬をお届けするサービス。

**WIN** **宅配便 約600円**  
同一県内概算宅配料金

# 1 - (3) 調剤の現状

## 一般的な薬局のプロセスフロー



## ミナカラが考える薬剤師の本業

- | 処方内容に対する薬学管理的なチェック（医師の処方に対するダブルチェック）
- | 患者の服薬状況・予後モニタリングに薬学管理的なチェック（服薬指導）と、より良い治療環境を提供するためのアフターフォロー（日常生活における服薬と療養サポート）

# 1 - (4) 今後の薬剤師のあり方

単純業務主体の薬剤師から、

## 真のかかりつけ薬剤師へ進化！

～ より多くの方に、より良い医療の提供～



患者本人への服薬指導  
(後日確認も可能)

来局の負担軽減  
(感染リスク低減)



本業特化で、より質の高い医療を効率的に

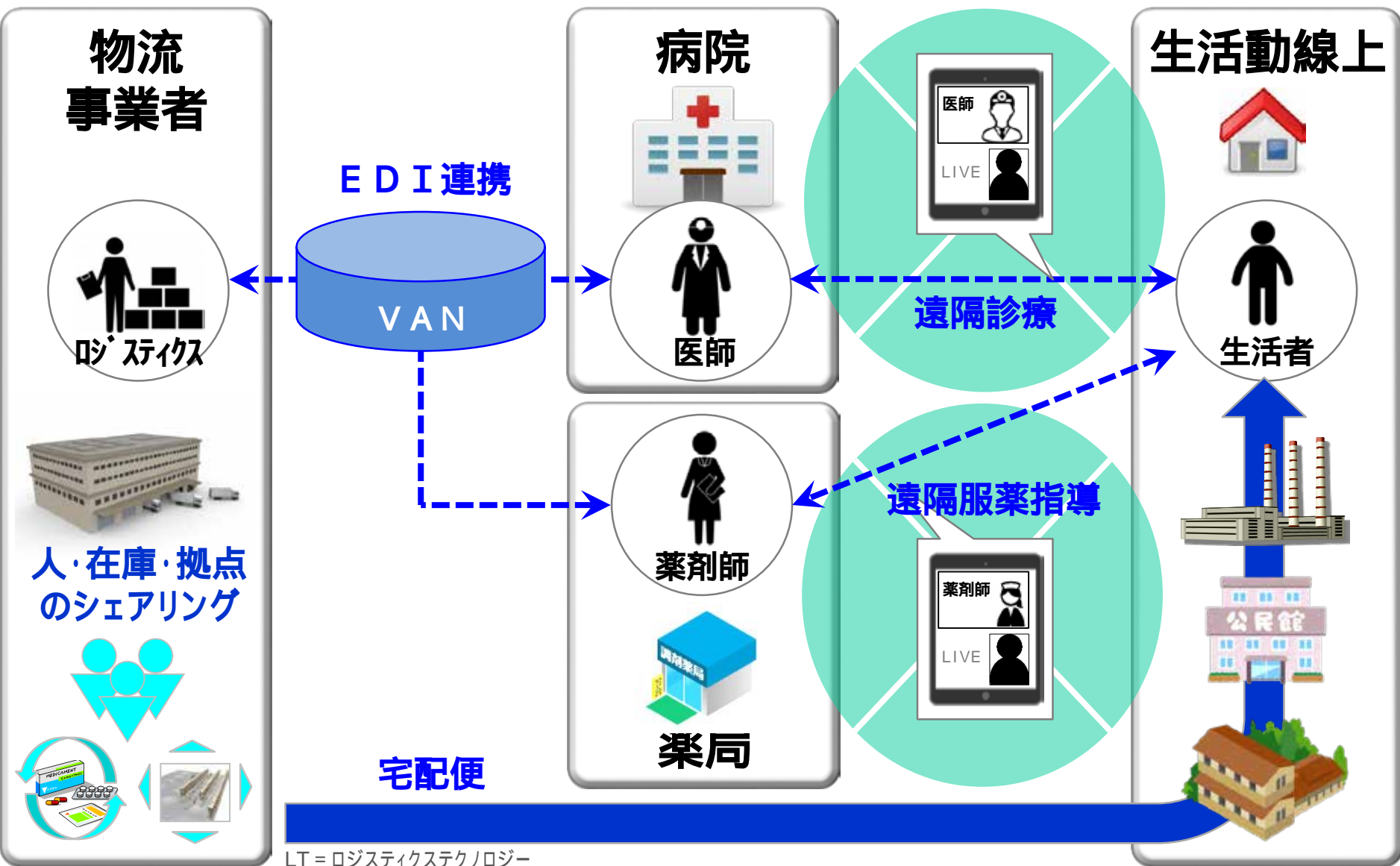
残薬等確認も容易に  
リアルタイムに

出典: (株)ミナカラHP  
<https://minacolor.com/parts/19/questions/31600/>

出典: (株)ミナカラHP  
<https://minacolor.com/parts/19/questions/31630/>



# 1 - (5) 目指したい超スマート医療社会



LT = ロジスティクステクノロジー

IT × 医療 × LT の融合による安心で便利な超スマート社会の実現。

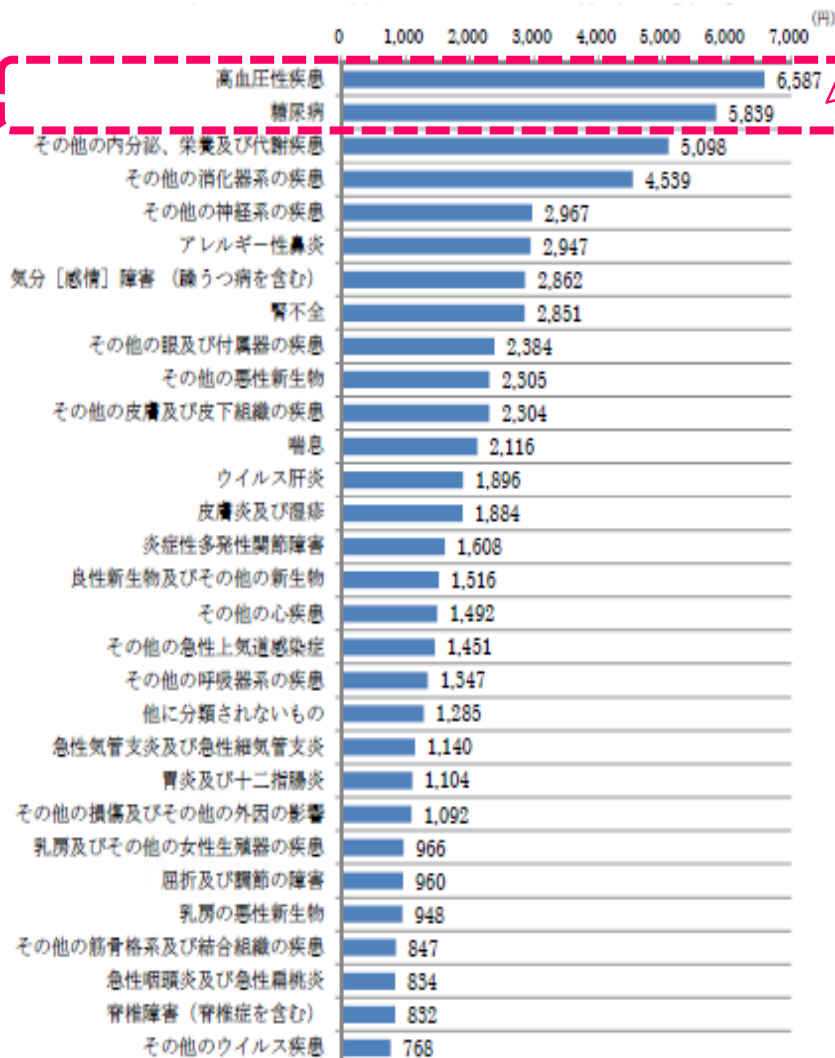


## 2 . 職場での服薬指導の実現

---

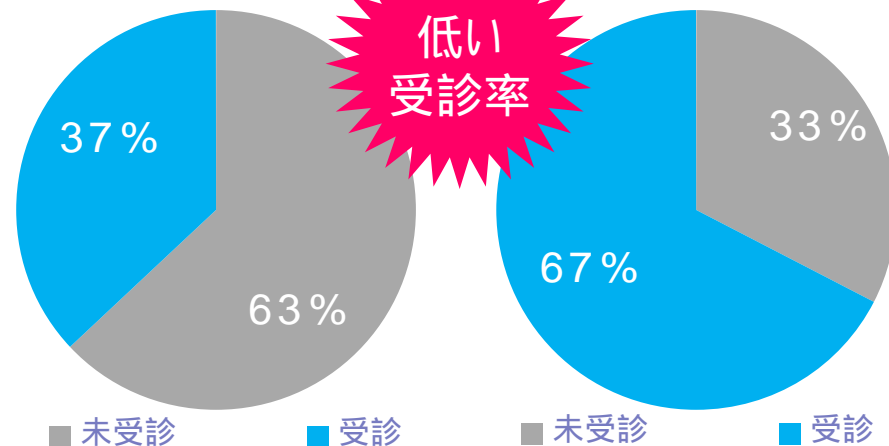
# 2 - (1) 起案の背景

## ヤマトグループの医療費の内訳 (H27健保連 統計データ)



血圧（140～、90～）  
の受診状況

HbA1c 6.5以上  
の受診状況



### 時間確保が困難

労働集約産業で、平日の日中で時間確保が困難。さらに、危機的な労働力不足に陥っている。

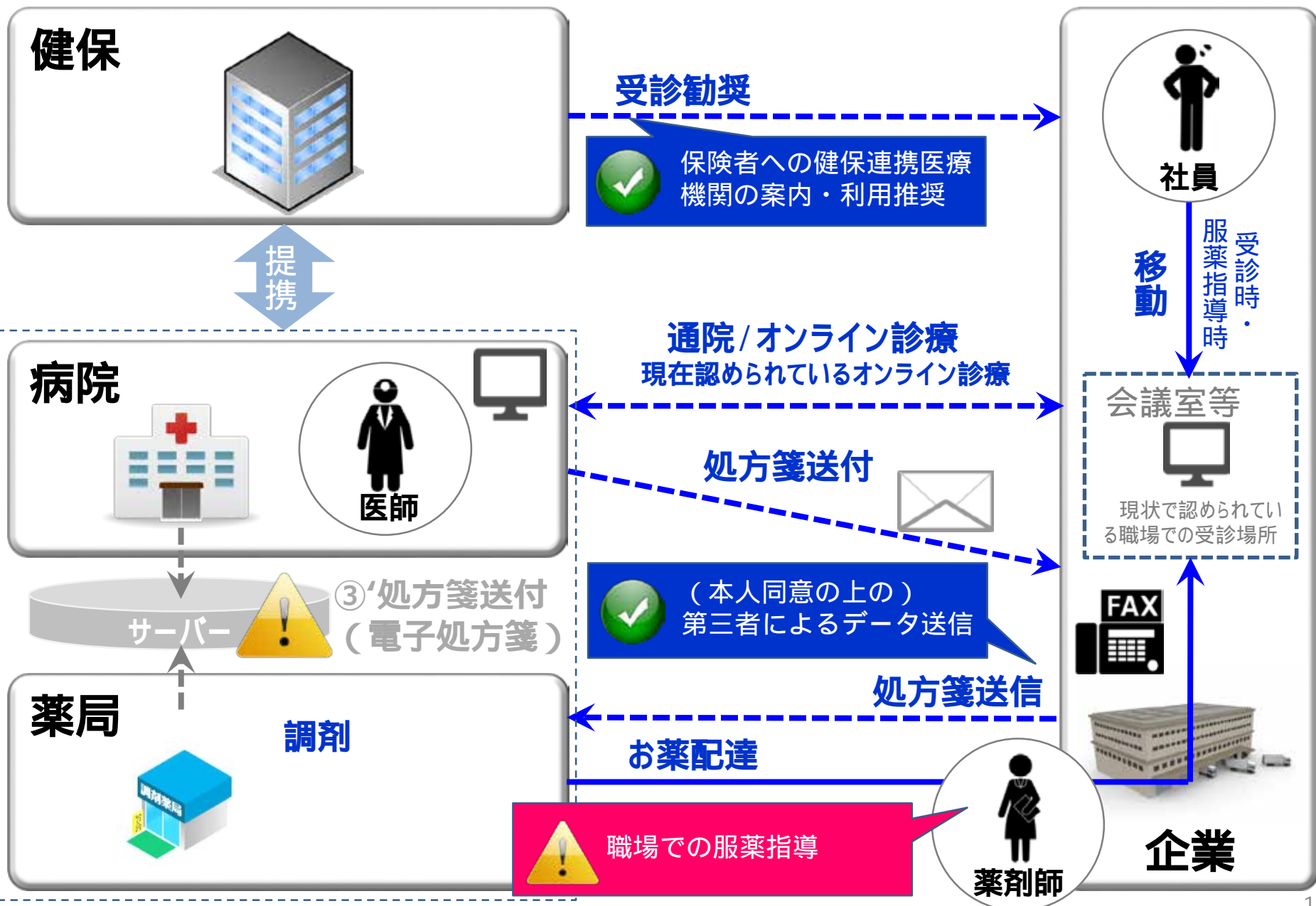


### 通院が困難

ヤマトの拠点の多くは、（騒音等対策のため）市街地から離れた立地にあり、勤務時間での通院が困難。

**受診勧奨だけでは改善が困難**

# 2-(2) 検討中スキーム



## 2 - (3) 検討中スキームにおける課題



# 職場での服薬指導

## 職場で服薬指導を行うことは可能でしょうか？

生活者にとっては、職場も重要な生活拠点の1つとして考えています。薬剤師法施行規則第13条の定めに「職場」の記載はございませんが、検討中スキームの実施は可能でしょうか？

### 薬剤師法第22条 【調剤の場所】

薬剤師は、医療を受ける者の居宅等（居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。）において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。）の調剤所において、その病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医師の処方せんによつて調剤する場合及び災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

### 薬剤師法施行規則第13条 【調剤の場所】

- ・居宅
- ・次に掲げる施設の居室
  - イ 児童福祉法 第三十七条 に規定する乳児院、同法第三十八条 に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条 に規定する児童養護施設、同法第四十二条 に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の二 に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三 に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十四条 に規定する児童自立支援施設
  - ロ 生活保護法 第三十八条第二項 に規定する救護施設及び同条第三項 に規定する更生施設
  - ハ 売春防止法 第三十六条 に規定する婦人保護施設
  - ニ 老人福祉法 第二十条の四 に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五 に規定する特別養護老人ホーム及び同法第二十条の六 に規定する軽費老人ホーム
  - ホ 障害者自立支援法第五条第十二項 に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項 に規定する福祉ホーム

## 2-(4) 検討中スキーム実現によるメリット

### 登場人物

### 定性的メリット

医師



- | かかりつけ医の機能強化。

薬剤師



- | かかりつけ薬剤師の機能強化。

被保険者



- | 重症化予防。
- | 受診機会の増大。
- | 医薬品受け取り機会の増大。

保険者



- | 受診率（受診継続率）の向上。
- | 重症化予防による医療費削減。

企業



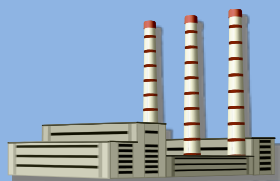
- | 労働力の確保。

# 2 - (5) 規制緩和による利用者の広がり

## 居宅等の範囲

## 想定される利用者

職場



工業地域等で働く  
作業員



多忙な都市圏の  
サラリーマン



公共施設



過疎地等の  
高齢者



被災地等の  
作業員



宿泊場所



長期出張者



旅行者

